

令和4年度 仙台未来創造企業創出プログラム業務 委託者募集要項

仙台市では、「令和4年度 仙台未来創造企業創出プログラム」を実施する委託先を以下の要項で広く募集します。

※本公募は、令和4年度予算の発効を前提に行うものであるため、予算の発行状況に応じて事業内容等の変更及び予算額の変更の可能性があります。

1. 委託業務名

「令和4年度 仙台未来創造企業創出プログラム業務」

2. 事業目的

本業務は、各支援機関や協力企業の連携のもと、上場を目指す中小企業に対して集中的な支援を行うことにより、地域における雇用や取引の創出、域外資本の獲得を通して地域経済を活性化することを目的とする。

3. 事業の内容

受託者は、別紙仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。

4. 提案上限額

8,750,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

5. 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (3) 上場支援に関する事業を行っている者で、仙台市内外の上場支援団体や上場経験者、金融機関等とのネットワークを有するものであること。
- (4) 上場支援に関する業務について、十分な実績、経験を有するものであること。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (9) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (10) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。

6. 契約条件

(1) 契約形態 公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）

(2) 予算規模

8,750,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託費の支払条件
完了払（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。）
- (5) その他
 - ・ 市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
 - ・ 委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがある。
 - ・ 協議が整った後に、委託候補者はあらかじめ詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
 - ・ 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
 - ・ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

7. 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期限 令和4年4月1日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を募集要項に対する質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで提出すること。
[提出先]
仙台市経済局産業政策部経済企画課
電子メール：kei008010@city.sendai.jp
- (3) 回 答 質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

8. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和4年4月8日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 本事業の受託を希望する場合は、企画提案参加申込書兼誓約書（様式第2号）に記載の上、電子メール（PDF）で提出すること。
[提出先]
仙台市経済局産業政策部経済企画課
電子メール：kei008010@city.sendai.jp

9. 応募申込書の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年4月15日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
- (3) 提出書類
 - ・ 応募申込書（様式第3号）...1部
 - ・ 企画提案書（様式第4号）...7部（電子データでも提出すること）
 - ・ 必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）...7部（電子データでも提出すること）
 - ・ 定款又は寄付行為...1部
 - ・ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）...1部
 - ・ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）...7部
 - ・ 提案者の直近の決算書、又はこれに類する書類（法人の決算書等）...1部
 - ・ 市税の滞納がないことの証明書（区役所・総合支所の税務担当課発行）...1部
 - ・ 消費税及び地方消費税に関する証明書（その3未納税額のない証明書用）
（所管する各税務署発行）...1部
- (4) 企画提案書（様式第4号）作成上の注意

- ① 受託事業の基本方針
 - ・ 受託事業を実施するにあたっての理念や基本方針を記載すること。
- ② 実施体制
 - ・ 本業務の実施体制を記載すること。
 - ・ 各担当者とその役割、上場支援実績等を記載すること。
- ③ 事業内容
 - 支援計画の作成
 - ・ 上場へ向けた課題の洗い出し手法、支援計画・上場スケジュール案の作成手法を記載すること。
 - 上場チャレンジセミナー
 - ・ チャレンジセミナーの詳細な内容（プログラム案、講師候補者など）、オンライン相談を受ける専門家の候補者などを記載すること。
 - 上場応援コース・集中支援コース（令和4年度新規登録企業募集に関する対応）
 - ・ 応募申請の問い合わせ対応についての実施体制、審査委員候補者（2名程度）を記載すること。
 - 上場応援コース・集中支援コース（登録企業に対する支援）
 - ・ IPO セミナーの詳細な内容（プログラム案、講師候補者、各回終了後の個別相談への対応方法、実施後の効果を把握する方法など）を記載すること。
 - ・ 支援先企業の事業進捗管理方法及び課題解決に向けた支援方法、士業専門家による相談を行う候補者、市内外の関係機関（支援機関・証券会社・監査法人・金融機関・大企業・中小企業）とのネットワークの有無などを記載すること。
 - ・ 提案内容の実施による具体的な効果を記載すること。
 - その他
 - ・ 本業務の目標達成に有益な独自の取り組みを記載すること。
- ④ 受託事業の実実施スケジュールを記載すること。（別紙可）
- ⑤ 受託事業にかかる見積書及び経費積算内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ⑥ 受託事業と関連する業務の実績（ある場合）
 - ・ 中小企業支援業務や上場支援業務における類似業務に関する実績を記載すること。
- ⑦ その他、受託事業に活用可能な自社の強みがある場合は記載すること。

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った提案
- ・ 上記6(2)に示す予算規模上限額を超える提案
- ・ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) その他

- ・ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする
- ・ 提出資料等は返却しないこととする

(7) 応募申込書の提出先

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階
 仙台市経済局産業政策部経済企画課
 電子メール：kei008010@city.sendai.jp TEL：022-214-8275

10. 委託候補者の選定について

審査は、審査会において企画提案書に基づく応募者のプレゼンテーションを踏まえて行う。提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う

事業者を決定する。

(1) 審査会日時・形式

開催日時 令和4年4月19日(火)午後(予定)

開催形式 オンラインによる審査会とする。

※審査開始時間、オンライン参加の案内等は、応募申込書の提出者に後日連絡する。

(2) 審査方法

- ・ 応募者が企画提案書に基づく内容説明を行い、その後、審査委員との質疑応答を行う。1企業につき内容説明の時間は20分以内、質疑応答時間は10分以内とする。出席は原則2名までとする。
- ・ プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ・ 審査委員は、下記の審査基準に沿って企画提案書の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

(3) 審査基準

次の基準により評価し、総合的に審査して決定する。

	審査項目	評価の観点	配点
1	業務目的との合致性	事業の目的を十分に踏まえた提案内容となっているか。	25
2	事業者の事業遂行能力	事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか。	15
		事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか。	25
3	事業の内容について	事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。	10
		事業効果を高めるための創意工夫がなされているか。	15
4	事業に必要な経費について	事業を遂行するために必要な経費は具体的に見積もられているか。また、内訳は適正であり、経済的かつ合理的なものか。	10
計			100

(4) 審査結果

最終的な審査結果は、すべての提案者に対して郵送で通知する。

提案書を特定(決定)されなかった者は、通知した日から7日以内に非特定理由についての説明を求めることができる。非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に書面で回答する。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、受託候補対象者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該提案者に対して通知する。

- ・ 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- ・ 応募者が応募資格要件を満たさない者または委託契約者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者
- ・ 他の応募者と企画提案内容等について相談を行う等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある者

- る不正行為を行った者
- ・提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

11. 契約に関する事項

- (1) 委託契約は、「10 受託候補者の選定」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約時における仕様書は、受託候補者からの提案内容を踏まえて、協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

12. スケジュール(予定)

企画提案募集開始：令和4年3月18日(金)
募集要項に対する質問票受付期限：令和4年4月1日(金)午後5時必着
募集要項に対する質問への回答：令和4年4月6日(水)
参加申込書の提出期限：令和4年4月8日(金)午後5時必着
応募申込書の提出期限：令和4年4月15日(金)午後5時必着
審査会：令和4年4月19日(火)午後(予定)
選考結果通知の発送予定日：令和4年4月22日(金)
契約締結及び業務開始：令和5年5月上旬(予定)
業務完了：令和5年3月31日(金)

13. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。